公　告

 日高村新庁舎建築工事について、条件付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行いますので、日高村契約規則（平成24年日高村規則第16号）第7条により公告します。

令和元年12月12日

 　　　　　 　　日高村長　　戸梶　眞幸

第１　工事及び入札等の概要

１　工事名　日高村新庁舎建築工事

 ２ 工事番号　庁舎第5号

 ３　工事場所 高知県高岡郡日高村本郷61番地1

４　工事概要

日高村役場新庁舎の建築

構　　造：混構造（ＲＣ造・Ｓ造）

規　　模：地上３階建

床 面 積：2,583㎡

敷地面積：2,376㎡

５　工事内容

日高村役場新庁舎の建築工事及び屋外付帯工事。詳しい内容については、設計図書に示す。

６　工　　期　　契約日の翌日より起算して６３０日

７　この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。

　８　予定価格　事後公表

　９　申請期間　公告の日から令和2年１月10日（金）正午まで

10　入札日

(１)　入札日時

　　　　　令和2年1月23日（木）　午前9時から

(２)　入札及び開札場所

　　　高知県高岡郡日高村本郷192

　　　　　日高村立図書館　多目的ホール

 11　この入札への参加者は、建設工事競争入札心得を了知すること。

12　この入札は、入札参加資格を認めた者が２者以上の場合に行い、１者又は無い場合には行わない。また、入札参加を認めた者が２者以上あった場合でも、入札辞退等により１者となった場合には、入札を行わない。

13　この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。

14　申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

15　契約締結までの間に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。

(１)　日高村建設工事指名停止措置要綱（平成18年要綱第3号）又は指名回避措置基準要領（平成26年日高村告示第22号）による措置を受けたとき

(２)　日高村建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき

(３)　国又は高知県から指名停止等の措置を受けたとき

(４)　建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項又は第５項の規定による営業停止処分を受けたとき

(５)　高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき

(６)　第２に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき

16　落札者は、契約の締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」で届け出なければならない。

　　別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定を取り消す。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。

第２　入札参加資格

　　　この工事の入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件を満たす者であること。

１　共同企業体の要件

　(１)　共同企業体は自主結成方式とし、構成員の数は2者又は3者とする。

　(２)　構成員の組合せは、代表構成員の資格要件を満たす1者とその他の構成員の資格要件を満たす１者又は２者との組合せとする。その他の構成員のうち1者は、本店を日高村内に置く者であること。

　(３)　各構成員の出資比率は、2者の場合は当該共同企業体の出資総額の30％以上、3社の場合は当該共同企業体の出資総額の20％以上でなければならない。

(４)　代表構成員は、構成員の中で施工能力及び出資比率が最も大きい者であること。

　(５)　各構成員は、当該工事の入札参加において、2以上の共同企業体の構成員を同時に兼ねることはできない。

２　共同企業体の構成員の要件

　(１)　日高村建設工事競争入札参加資格を有すること。

　(２)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

　(３)　この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、日高村建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

(４)　この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、国又は高知県から指名停止等の措置を受けていない者であること。

(５)　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続き開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。

(６)　高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

　３　共同企業体の代表構成員の要件

　　(１)　高知県内に本店、支店又は営業所を置く者で、直近の経営事項審査結果通知書における建築一式工事の総合評定値（P値）が1000点以上の者であること。

　　(２)　建築一式工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項第２号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(３)　次の要件を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

　　①　建設業法第7条第1号若しくは第15条第１号に規定されるいわゆる経営業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。

②　一級建築施工管理技士若しくは一級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、建築一式工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

　　③　この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き３ヶ月以上雇用されている者であること。

４　共同企業体のその他の構成員の要件

　　(１)　日高村内に本店を置く者で、直近の経営事項審査結果通知書における建築一式工事の総合評定値（P値）が500点以上の者であること。

　　　　　なお、代表構成員含む3者の場合は、前記のその他の構成員の要件に加え、高知県内に本店、支店又は営業所を置く者で、直近の経営事項審査結果通知書における建築一式工事の総合評定値（P値）が900点以上の者であること。

(２)　次の要件を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

　　①　主任技術者は一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

　　②　この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。

第３　入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、提出期限までに条件付一般競争入札参加資格確認申請書、配置予定技術者名簿その他必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この工事の入札に参加することができる。

１　申請書の配布又は提出について

(１)　配布及び提出期限

　　　　　広告の日から令和2年１月10日（金）正午まで

(２)　配布又は提出場所

　　　　　日高村本郷61番地１（日高村役場）

　　　　　総務課

　　　　　電話　0889－24－5113

FAX　 0889－24－7900

(３)　配布方法

直接受け取り、ホームページからのダウンロードによる。

公告及び申請書様式

https://www.vill.hidaka.kochi.jp/kurashi/child\_category\_free\_page.cgi?SITE\_ID=1&CATEGORY\_ID=2&CATEGORY\_ID2=3&CATEGORY\_ID3=1&CATEGORY\_ID4=2&FREE\_PAGE\_ID=365

(４)　提出方法

　　　　　日高村総務課に持参。特に認める場合を除き、郵送、ＦＡＸによる提出はできない。

 　 (５)　設計図書の閲覧

　　　　設計図書は、この広告の日から当該工事の入札の前日までの間、日高村ホームページでの閲覧とする。

　(６)　質疑応答

①　設計図書の内容について質問がある場合は、次により書面（様式:別紙５）を提出すること。

ア　書面は、日高村総務課へメールにより行うこと。

メールアドレス：soumu@vill.hidaka.lg.jp

イ　書面の受付期間は、この公告の日から令和2年１月10日（金）正午までの間、村の閉庁日を除く毎日とする。

②　質問に対する回答は、入札参加申請者全員に令和2年１月16日（木）までにメール、または、ＦＡＸにより送信する。

２　入札参加資格確認の通知

申請書の提出のあった者のうち、資格を有しないと確認した者についてのみ令和2年1月14日（火）までに、ＦＡＸにより通知し、資格を有すると確認した者には通知しない。

３　入札方法等について

(１)　郵便等による入札は、認めない。

(２)　入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。

(３)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認を受けた後、次のいずれかに該当したときは、この工事の入札に参加できない。

(１)　第２に示した入札参加資格のいずれかを満たさなくなったとき

(２)　申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

５　無効の入札

　　　建設工事競争入札心得第9条に該当した入札は、無効とする。

６　入札者の失格

　　　建設工事競争入札心得第10条に該当した入札者は、失格とする。

第４　入札保証金

　　　免除する。

第５　最低制限価格

　　　設定する。（予定価格の10分の7から10分の9までの範囲）

第６　契約の保証

　　この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として、請負代金額の10分の１以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。

１　保証金（現金に限る。）

２　債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書

３　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券

４　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第７　契約締結に関する事項

　　　本工事に係る契約は、村議会の議決を要するものであるので、落札決定した日を含めて14日以内に仮契約を締結し、村議会の議決後本契約とするものとし、その旨別途通知する。なお、落札決定から村議会の議決を得るまでの間に、次の要件に該当するものとなったときは、仮契約を締結しない、又は解除することがある。

１　第２入札参加資格の２の各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき

２　本村から指名停止又は指名回避等の処分を受けたとき

３　建設業法第２８条第３項もしくは第５項の規定による営業停止の処分を受けたとき

４　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

５　商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（大正11年法律第71号）第132条第1項若しくは第133条の規定に基づく破産の申立て、和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定に基づく和議開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第252号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされた者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生開始手続開始の申立てがなされた者であっても、再生手続開始又は更正手続開始の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更正手続開始の申立がなされなかった者とみなす。

６　建設業法（昭和24年法律第100号）第26条による技術者を配置できない者

７　高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき

第８　その他

　１　この入札による落札者は、契約書提出時に独占禁止法の遵守に係る誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

２ 　落札者は、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払い方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払い方法の変更を認めない。

条件付一般競争入札参加資格確認申請書作成要領

日高村新庁舎建築工事

（庁舎第5号）

日高村

第１　申請様式の記載要領等

　　　申請書様式は様式第1号とし、以下の書類を添付する。

　１　直近の経営事項審査結果通知書

　２　同種工事の施工実績（別紙１）

　　(１)　施工実績は1件以上記載すること。

　　(２)　記載内容の確認資料として、CORINS工事カルテ又は登録内容証明書の写しを必ず添付すること。

３　配置予定技術者名簿（別紙２）

(１)　配置予定の監理技術者について、保有資格等を記載すること。

(２)　別紙2の記入要領

ア　経験年数は、申請日までの実務経験年数を記載すること。

 　　　イ　雇用年月は、申請者に雇用された年と月、及び現在までの雇用期間を記載すること。

(３)　記載内容の確認資料として、健康保険証（3ヶ月以上雇用されていることが証明できるもの。）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証（平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証）の写しを必ず添付すること。

第２　その他

１　入札参加申請書の綴じ順

(１)　条件付一般競争入札特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書（様式第１号）

(２)　同種工事の施工実績（別紙１）

(３)　配置予定技術者名簿（別紙２）

(４)　特定建設工事共同企業体協定書（様式第２号）別とじ

(５)　使用印鑑届（別紙３）

(６)　委任状（別紙４）

様式第1号

条件付一般競争入札特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書

年　　月　　日

日高村長　　戸梶　眞幸 様

共同企業体の名称　　　　　○○・○○特定建設工事共同企業体

　　　　　　　　共同企業体の代表者の住所

　　　　　　　　名称及び代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　共同企業体の構成員の住所

　　　　　　　　名称及び代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　共同企業体の構成員の住所

　　　　　　　　名称及び代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　令和　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○工事（○○第○○号）の入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

　なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、指名停止等の欠格要件に該当しないことを誓約します。

記

１　同種工事の施工実績（別紙１）

２　配置予定技術者名簿（別紙２）

３　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（様式第１号）別とじ

４　使用印鑑届（別紙３）

５　委任状（別紙４）

別紙１

同種工事の施工実績(記載例)

　　　　　　　　　　会社名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事名称等 | 工事名 | 工事 |
| 発注機関名 |  |
| 施工場所 |  |
| 契約金額 | ○○○,○○○千円(うち出資比率に応じた額○○,○○○千円) |
| 工　　期 | 平成　　年　　月　～　平成　　年　　月 |
| 受注形態 | 単体／共同企業体名(出資比率) |
| 工事内容 | 施工方法規模寸法等 |  |

(注)

　1　共同企業体構成員としての施工実績は出資比率20％以上のものに限る。

　2　記載内容の確認資料として、CORINS工事カルテ又は登録内容証明書の写しを必ず添付すること。

別紙２

配置予定技術者名簿（記載例）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

|  |  |
| --- | --- |
| 配置予定技術者氏名 | 監理技術者　　○○　○○ |
| 生　年　月　日 | 年　　月　　日 |
| 法令による免許 | 一級建築施工管理技士(取得年及び登録番号)(経験年数　年　月）指定建設業監理技術者資格(取得年及び登録番号) |
| 雇用年月（雇用期間） | 令和　　年　　月（○年○ヶ月） |

（注）

　１　記載内容の確認資料として、健康保険証（3ヶ月以上雇用されていることが証明できるもの）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証（平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証）の写しを必ず添付すること。

様式第2号

　特定建設工事共同企業体協定書(甲)

　(目的)

第1条　当共同企業体は、○○工事（○○第○○号）の建設事業を共同連帯して営むことを目的とし、他の事業は一切営まない。

　(名称)

第2条　当共同企業体は、○○・○○特定建設工事共同企業体と称する。

　(事業所の所在地)

第3条　当共同企業体は事務所を○○市○○町○○番地○○建設株式会社に置く。

　(成立の時期及び解散の時期)

第4条　当共同企業体は、　年　月　日に成立し、○○工事の終了後6箇月を経過するまでの間は解散することができない。

　(構成員の住所及び名称)

第5条　当共同企業体は、○○市○○町○○番地○○建設株式会社、○○市○○町○○番地○○建設株式会社、○○市○○町○○番地○○建設株式会社をもってその構成員とする。

　(代表者の名称)

第6条　当共同企業体は、○○建設株式会社代表取締役○○○をもって代表者とする。

　(代表者の権限)

第7条　当企業体の代表者は、建設工事の施行に関し、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求及び受領並びに当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　(構成員の出資の割合)

第8条　当共同企業体の各構成員（以下「構成員」という。）は、次の割合によって出資するものとする。

　　　　　○○建設会社　　　○○パーセント

　　　　　○○建設会社　　　○○パーセント

　　　　　○○建設会社　　　○○パーセント

2　金銭以外のものによる出資については、時価を考慮のうえ構成員が協議して定めた額をもって前項の割合に算入する。

　(運営委員会)

第9条　当共同企業体は構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

　(構成員の責任)

第10条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　(取引金融機関)

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

　(決算)

第12条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

　(利益の配当の割合)

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　(欠損金の負担の割合)

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　(権利義務の譲渡の制限)

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

　(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員は工事の施工について、発注者と協議するものとする。

3　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

4　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

　(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条　前条第2項から第4項までの規定は、構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合において、準用するものとする。

　(解散後のかし担保責任)

第18条　当企業体が解散した後においても、当該工事についてかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　(協定書に定めのない事項)

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○建設株式会社外○社は、上記のとおり○○特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　共同企業体の名称　　　　○○・○○・○○特定建設工事共同企業体

　　　　　代表者　　　　○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　代表取締役

　　　　　構成員　　　　住所

(代表者)　　　氏名　　○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　構成員　　　　住所

　　　　　氏名　　○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　構成員　　　　住所

　　　　　氏名　　○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　　　　　　　　　　　　　　　　印

 別紙３

使用印鑑届

|  |  |
| --- | --- |
| 使用印 |  |

　工事に係る○○・○○・○○特定建設工事共同企業体の代表者の使用印鑑を上記のとおりお届けします。

　　　　年　　月　　日

○○・○○特定建設工事共同企業体

　(代表者)共同企業体の構成員の住所

　　　　　　名称及び代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別紙４

年　　月　　日

　日高村長　　戸梶　眞幸　様

○○・○○特定建設工事共同企業体

構成員　　住所

　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　　住所

　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　　住所

　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

委 任 状

　下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1　○○工事（○○育第○○号）の入札、見積、契約の締結並びに工事請負代金の請求及び受領に際し　　　　　　建設工事共同企業体を代表して行う件

2　その他工事契約履行に関する一切の件

3　復代理人を選任する件

記

　　　　　　○○・○○特定建設工事共同企業体

　　　　　　(代表者)共同企業体の構成員の住所

　　　　　　　　　　名称及び代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別紙５

日高村新庁舎建築工事に関する質疑書

令和　年　月　日

共同企業体の名称

担当者名

電話番号

# FAX

# 電子メール

質疑内容

提出期限：**令和２年１月10日（金）　正午まで（必着）**

提出方法及び提出先：日高村総務課へメールにて送信

電話　0889-24-5113

電子メール　soumu@vill.hidaka.lg.jp